

大学が事件当事者となっている知財訴訟～続報～ (国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟その1)

○生田 容景 (山口大学 知的財産センター)

1. はじめに

一般的に大学は教育・研究機関であり、原則、知的財産を業として実施（製造販売等）する機関ではない（私立大学や指定国立大学等を除く）。このことを前提とすると、大学（特に国・公立大学法人）にとって知財訴訟は、積極的に活用する手段ではなく、回避したいリスクとして位置づけられるのではないだろうか。そこで、前回発表¹⁾では大学が事件当事者（被告、原告若しくは控訴人、被控訴人）となっている知財訴訟がどの程度あるのかについて調査・分析した結果を報告した。概要としては、大学が事件当事者となっている知財訴訟は36件、内訳は行政訴訟17件（審決取消訴訟）、民事訴訟（差止、損害賠償請求等）19件であった。ここで行政訴訟は、特許権の取得又は無効が主目的であることから検討対象外とする。民事訴訟19件のうち、国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟は2件のみと少なかった。このことから、国・公立大学法人にとって知財訴訟は、“積極的に活用する手段”として位置づけられるとは言い難いことが一定程度示唆された。本発表では、さらに国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟2件のうちの1件について、事件内容を紹介すると共に、“積極的に活用する手段”としての訴訟であったかについて検討する。

2. 国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟その1

●令和元年(ワ)第7786号（不正競争行為差止請求事件、R2.8.27、大阪地方裁判所）

<事件概要>

原告（公立大学法人京都市立芸術大学）が、被告（学校法人瓜生山学園）の本件表示（京都芸術大学の使用が、原告の営業と混同を生じさせ、原告の営業上の利益を侵害し又は侵害するおそれがあるとして、不正競争防止法に基づき本件表示の使用差止を求めた事案。

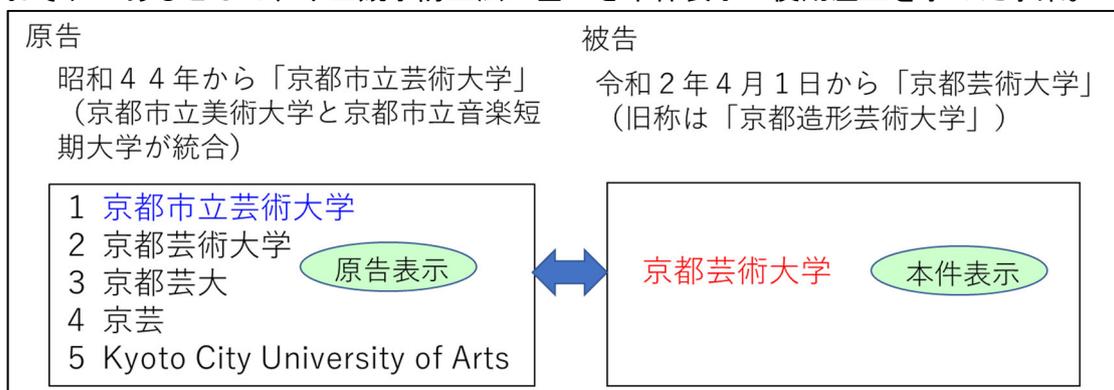


図1 原告表示と、被告が使用した本件表示

<根拠法：不正競争防止法の該当条文等>

1) 不正競争防止法2条1項1号で規定されている禁止行為（周知商品等表示混同惹起行為）

「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」

→ 要件：①他人の商品等表示、②周知、③同一・類似、④使用等、⑤混同

2) 不正競争防止法2条1項2号で規定されている禁止行為（著名表示冒用行為）

「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為」

- 要件：①他人の商品等表示、②著名、③同一・類似、④使用等
 3) 要件充足による効果：差止請求（不3条）、損害賠償請求（不4条）等可能

<争点>

- (争点1) 被告が本件表示を使用した行為の不正競争防止法2条1項2号該当性
 (争点2) 被告が本件表示を使用した行為の不正競争防止法2条1項1号該当性

<裁判所の判断>

- 1) 原告表示は「商品等表示」に該当するか → 1~5 はいずれも 商品等表示に該当
 2) 原告表示は「著名」又は「周知」か
 → 1~5 はいずれも 著名ではない ∵全国又はこれに匹敵する広域において、芸術分野に関心を持つ者に限らず一般に知られていない
 → 1は周知 ∵京都府及びその近隣府県に居住する者一般の間に広く認識されている
 2~5は周知ではない ∵1と比較してその使用頻度はいずれも少ない
 3) 本件表示は、原告表示1と類似か → 非類似 ∵称呼、外観、観念ともに異なる。取引の実情としても、需要者は、複数の大学の名称が一部でも異なる場合、これらを異なる大学として識別するために、当該相違部分を特徴的な部分と捉えてこれを軽視しない。

不正競争防止法2条1項1号 (周知表示混同惹起行為)		(原告)	不正競争防止法2条1項2号 (著名表示冒用行為)	
要件	充足要否 (○or×)		要件	充足要否 (○or×)
①他人の商品等表示	○	1 京都市立芸術大学 2 京都芸術大学 3 京都芸大 4 京芸 5 Kyoto City University of Arts	①他人の商品等表示	○
②周知 (需要者の間に広く認識されていること) (1のみ認容)	△		②著名	×
③同一若しくは類似の商品等表示	×	(被告) 京都芸術大学	③同一若しくは類似の商品等表示	-
④使用等	-		④使用等	-
⑤混同の惹起	-			

図2 各要件の充足要否（裁判所の判断）

<結論（主文）>

要件を充足していない。よって、被告が本件表示を使用した行為は、不正競争防止法2条1項1号及び2号に該当しない（原告の請求を棄却する）。

3. 考察

原告の立場からすれば、事の発端は、同地域の同芸術系大学である被告が大学名称を変更したことにより、受験者等が原告大学と被告大学とを混同するおそれが生じることを危惧してのことと思われる。事前に双方で話し合いがなされたかどうかは判決文からは定かではないが、いずれにしる原告としては折り合いがつかずやむを得ない措置だったと考えられる。

大学名称に関するトラブル事例は、この他にも商標権と関連したものとして「大阪大学 vs. 大阪公立大学」がある（訴訟には至っていない）。大学名称に「市立」が含まれる場合、この「市立」の部分に高い自他識別機能が備わることが本事件で示されたことから、「公立」が含まれる場合も同様に考えることができるだろう（“回避したいリスク”の観点）。

1) 「大学が事件当事者となっている知財訴訟」, 生田容景, 産学連携学会関西・中四国支部 第14回研究・事例発表会, 講演予稿集, M14-6, p11 (2022.12)